

国民年金だより

「所得が少ない」など保険料を納めることが困難な方のために次のような免除制度があります。

◆全額免除・一部免除

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額又は4分の3・半額・4分の1が免除されます。(一部免除の場合、免除された残りの保険料を納付しないと、未納期間となりますのでご注意ください。)

○納付猶予

50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

平成28年7月1日から平成37年6月末までの時限措置として、30歳以上50歳未満の方を対象とした新たな納付猶予制度が導入されました。

○免除申請のできる期間

過去の期間は、申請した日から2年1か月前まで、将来の期間は、翌年6月分まで申請することができます。

○持ち物

- ・年金手帳、認印
- ・雇用保険受給者証又は離職票(お持ちの方のみ)

◆申請時の注意点

1枚の申請書で申請できるのは、7月から翌年6月までの12か月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出します。

※全額免除や一部免除を受けると

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受け、免除された残りの保険料を納付した期間は、保険料を全額納付したときに比べると、将来受ける年金額が少なくなります。

これらの期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、経過期間に応じた加算額が当時の保険料額に上乗せされますので、ご注意ください。

▼申請・問い合わせ先

- ・小諸年金事務所 ☎22-1080
- ・市民課 国保年金係

福祉医療受給者証の更新

福祉医療制度は、医療費のうち自己負担分の費用の一部を市が負担し、助成する制度です。

福祉医療受給者証の交付を受けている方で、「障がい者」「母子・父子家庭」の方は、8月から受給者証が新しくなります。引き続き、受給資格要件に該当する方には、受給者証を7月下旬に順次お送りします。

お手元に受給者証が届きましたら、住所・氏名・生年月日などの記載内容をご確認ください。

乳幼児、中学3年生までの児童の方は、受給者証の更新はありませんので、現在お持ちの受給者証をお使いください。

■平成28年1月1日以降に小諸市へ転入された方へ

更新に伴う所得確認のため、前住所在地で発行される平成27年中の所得証明書を提出してください。所得の確認ができないと受給者証の更新ができません。

■次のいずれかに該当する方で、受給されていない方は申請をしてください。

一部の資格に所得制限がありますので、申請の前にお問い合わせください。

- ・重度の障がいがある方
(身障手帳3級以上、療育手帳B1以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、障害年金1・2級受給者等)
- ・乳幼児・中学3年生までの児童
- ・母子、父子家庭の方で、18歳未満(18歳到達日以後最初の3月31日まで)の児童がいる家庭

▼問い合わせ先 厚生課 家庭支援係

～命を支え合う地域をつくるために～ 『ゲートキーパー講座』のご案内

身近な人の「いつもと違って元気がない」「何か悩んでいるのかな」等の変化を感じたら声をかけてみませんか。

家族、友達などの命の支え合いをすすめるために「ゲートキーパー(いのちの門番)」という役割があります。

特別な資格は必要なく誰でも始められます。

参加費は無料です。皆さんの参加をお待ちしています。

▼申し込み・問い合わせ先 健康づくり課 健康支援係

◆講座内容(全3回)

第1回 8月23日(火)	「大切な命」～命の価値をもう一度、考える～ 講師：身体教育医学研究所 朴 相俊(バク サンジュン)氏
第2回 8月30日(火)	「支える命」～自殺の心と向き合う～ 講師：身体教育医学研究所 朴 相俊(バク サンジュン)氏
第3回 9月20日(火)	「自殺とつながりが深い心の病気」 講師：小諸高原病院院長 有馬 邦正 氏

◆全講座共通

- ・開催時間 午後6時45分～8時45分
- ・場 所 保健センター(市役所2階)
- ・定 員 20名(申込期限8月17日(水))
(3回目は公開講座となります。)